

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和元年8月 29 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1900006 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1900013 号

## 第1 結論

1 請求者のA社(平成2年12月4日から平成19年12月20日までの期間は、B社、同年12月21日以降は、C社。以下、時期を問わず、「対象事業所」という。)における別表の第1欄に掲げる請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬について、同表の第3欄に掲げる賞与支払年月日に係る標準賞与額を同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(請求期間②、③、⑦及び⑨に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者の対象事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑬について、同表の第3欄に掲げる賞与支払年月日に係る標準賞与額を同表の第7欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬の訂正後の標準賞与額(別表の第6欄に掲げる標準賞与額を除く。)並びに請求期間④及び⑧の訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年 生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日まで  
② 平成 15 年 7 月 4 日  
③ 平成 15 年 12 月 31 日  
④ 平成 16 年 7 月 30 日  
⑤ 平成 16 年 12 月 2 日

- ⑥ 平成 17 年 9 月 15 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 26 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 5 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 4 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 4 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 28 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 5 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 11 日

私が対象事業所に勤務していた期間において、請求期間①の標準報酬月額は実際に支給されていた報酬月額よりも低額である。また、私が対象事業所に勤務していた期間において、請求期間②、③、④、⑥、⑦及び⑪の標準賞与額は実際に支給されていた賞与額よりも低額であり、請求期間⑤、⑧、⑨、⑩、⑫及び⑬の標準賞与額は記録漏れとなっている。各請求期間について、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、昭和 58 年 12 月 1 日から平成 15 年 2 月 28 日までの期間について、請求者から平成 11 年、平成 12 年、平成 14 年及び平成 15 年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）が提出されてはいるものの、各月の払込金額が分からずから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

請求期間①のうち、平成 15 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写しの振込額と源泉徴収簿の「総支給金額」から「社会保険料等の控除額」及び「算出税額」を差し引いた額が一致しないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

請求期間①のうち、平成 16 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの期間及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より低額となることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間①のうち、平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び平成 21 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については、預金通帳の写しは提出がされているものの、源泉徴収簿は提出されていないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、請求期間①について、請求者は給与明細書等の関連資料を所持していない上、対象事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている、元事業主は高齢であり回答を得られないことから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認する

ことができない。

さらに、源泉徴収簿では固定的賃金等の内訳が分からぬことから、標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額を確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬について、請求者から提出された源泉徴収簿及び預金通帳の写し並びに請求者の陳述により、請求者は、対象事業所から別表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第5欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬については、上記源泉徴収簿及び預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第6欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求者の対象事業所における請求期間②、③、⑦及び⑨は別表の第2欄に掲げる年月日とされているところ、預金通帳の写しにおいて確認できる振込日から、同表の第3欄に掲げる年月日とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録のない請求期間⑤及び⑬の賞与支払年月日についても、上記と同様に預金通帳の写しにおいて確認できる振込日から、別表の第3欄に掲げる年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬に係る厚生年金保険料（請求期間②、③、⑦及び⑨に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、対象事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は高齢であり回答を得られないところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑬について、上記源泉徴収簿及び預金通帳の写しにより、請求者は、対象事業所から別表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていることが確認できることから、別表の第7欄に掲げる標準賞与額に訂正することが妥当であ

る。

なお、請求期間②、③、⑤、⑦、⑨及び⑪の訂正後の標準賞与額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間④及び⑧について、上記源泉徴収簿及び預金通帳の写しにより、請求者は、対象事業所から別表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第5欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（別表の第5欄）及び賞与額に見合う標準賞与額（別表の第4欄）のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる請求期間④及び⑧に係る標準賞与額（いずれも30万円）より低額であることから、厚生年金特例法による標準賞与額の訂正を認めることはできない。

以上のことから、請求者の請求期間④及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、上記源泉徴収簿により、請求期間④及び⑧に係る賞与に見合う標準賞与額（別表の第4欄）は、オンライン記録により確認できる請求期間④及び⑧に係る標準賞与額（いずれも30万円）を超えてであることから、別表の第7欄の標準賞与額に訂正することが妥当である。

また、賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求者の対象事業所における請求期間④及び⑧は別表の第2欄に掲げる年月日とされているところ、預金通帳の写しにおいて確認できる振込日から、同表の第3欄に掲げる年月日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間⑫について、上記源泉徴収簿及び預金通帳の写しにより、請求者は、対象事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（26万3,000円）及び賞与額に見合う標準賞与額（26万2,000円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額（30万円）より低額であることから、厚生年金特例法による標準賞与額の訂正を認めることはできない。

6 請求期間⑥について、上記預金通帳の写しでは入出金の記録がまとめられているため、振込の詳細を確認できないことから、賞与の支払を受けていたことが確認できない。

また、請求期間⑩及び⑪について、請求者から平成19年の源泉徴収簿が提出されていない

ことから、対象事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥、⑩及び⑪における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑥、⑩及び⑪について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

別表

第1欄 請求期間	第2欄 オンライン記録の 賞与支払年月日	第3欄 賞与支払年月日	第4欄 賞与額に見合 う標準賞与額	第5欄 厚生年金保険 料控除額に見 合う標準賞与 額	第6欄 厚生年金特例 法訂正後の標 準賞与額	第7欄 厚生年金保険 法(75条本文) 訂正後の標準 賞与額
②	平成15年7月4日	平成15年7月3日	32万1,000円	31万6,000円	31万6,000円	32万1,000円
③	平成15年12月31日	平成15年12月2日	30万7,000円	27万4,000円	27万4,000円	30万7,000円
④	平成16年7月30日	平成16年7月5日	30万7,000円	28万5,000円		30万7,000円
⑤		平成16年12月2日	32万2,000円	28万8,000円	28万8,000円	32万2,000円
⑦	平成17年12月26日	平成17年12月2日	34万円	30万9,000円	30万9,000円	34万円
⑧	平成18年8月25日	平成18年7月5日	33万6,000円	26万9,000円		33万6,000円
⑨	平成19年1月31日	平成18年12月5日	35万1,000円	31万1,000円	31万1,000円	35万1,000円
⑩		平成20年12月12日	27万3,000円	26万円	26万円	27万3,000円